

諮問日：令和5年6月12日（令和5年度（情）諮問第12号）

答申日：令和5年11月21日（令和5年度（情）答申第26号）

件名：大津地方裁判所における特定の弁護士及び特定の裁判官が関わった裁判部  
に関する司法行政文書等の不開示判断(不特定)に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

裁判部に係る司法行政文書に係る滋賀弁護士会所属のAとB（特定簡裁 特定年退職）が裁判官及び代理人が同時に関わった裁判部に関しての司法行政文書及びBが担当した訟廷事務のファイル管理簿の開示の申出に対し、大津地方裁判所長が、開示を求める司法行政文書が特定できないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大津地方裁判所長が令和5年3月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

大津地方裁判所は、最高裁の通達などを学習することなく、担当者の主観で不適切な「補正」と「延長通知」の繰り返しを常套手段とする情報隠蔽を方策して国民を睥睨する。

開示文書は裁判所に備えおく帳簿について、事務総長通達令和3年12月発による帳簿である。この通達の特定は、別添による苦情申立人の文書によりあきらかである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出について、開示を求める文書が明らかではなかったことから、

大津地方裁判所は、苦情申出人に対して、令和4年6月28日付け「司法行政文書開示申出書の補正について」と題する文書（以下「本件補正の求め1」という。）で開示を求める司法行政文書を特定するように求め、苦情申出人からは同年7月4日付け「補正要求に対する回答」と題する書面（以下「本件提出文書」という。）が提出された。しかし、大津地方裁判所は、苦情申出人に対して、同時期に本件開示申出以外の文書開示申出に関しても補正を求めており、本件提出文書が本件開示申出に関するものであると判断できなかったことから、再度、同年10月3日付け「司法行政文書開示申出書の補正に対する回答書について」と題する文書（以下「本件補正の求め2」という。）で本件提出文書がどの開示申出に対応する補正かを明らかにするよう照会したものの、同文書で定めた提出期限である同月17日までに苦情申出人から回答されなかったため、大津地方裁判所は、対象文書を特定することができないものとして、不開示の判断を行った。

- 2 本件の申出内容前段については、特定の裁判官及び弁護士が同時に関わった裁判部に関する司法行政文書の開示を求めるものであるが、「裁判部」が何を指すのか明らかではない上、特定人らのいかなる事務や手続への関与を問題とするのかも特定されていない。そうである以上、開示対象文書として記載された内容では、苦情申出人が開示を求める文書が特定されているとはいえない。申出内容後段については、①「Bが担当した」「訟廷事務のファイル管理簿」と②「Bが担当した訟廷事務」についての「ファイル管理簿」のいずれの開示を求めるものか判然とせず、開示対象文書として記載された内容から、苦情申出人が開示を求めるファイル管理簿を特定することができない。したがって、本件開示申出につき、不特定を理由に不開示とした原判断に不合理な点はない。
- 3 そのほか、苦情申出人は縷々主張するが、上記のとおり、補正を促したものの開示対象文書を特定するには至らなかったとの結論を左右するものではない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年6月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 審議
- ④ 同年11月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出の特定に関する経緯として、大津地方裁判所は、本件開示申出書からは開示を求める司法行政文書を特定することができなかったために、苦情申出人に対し、本件補正の求め1により、開示を求める司法行政文書を特定できるような記載をした書面の提出を求めたこと、これに対して、苦情申出人から大津地方裁判所に本件提出文書が提出されたものの、大津地方裁判所において、本件提出文書が本件補正の求め1への回答であるか特定できないものであったために、本件補正の求め2により、その点を明らかにするよう照会したこと、苦情申出人から、同文書で定めた提出期限までに回答されなかったため、開示を求める司法行政文書を特定するに至らなかったことを説明する。これらの本件開示申出書の記載内容、本件補正の求め1の内容、本件提出文書の内容及び本件補正の求め2の内容を踏まえて検討すれば、最高裁判所事務総長が、本件開示申出につき、不特定を理由に不開示とした原判断に不合理な点はないとした判断は、相当といえる。
- 2 苦情申出人は、開示文書は裁判所に備えおく帳簿であり、開示申出書により明らかである旨主張する。しかしながら本件開示申出のうち前段に係る文書を特定するためには、「裁判部」が何を指すのか、特定人らのいかなる事務や手続への関与を問題とするのかについて明らかにする必要があるものと認められ、本件開示申出のうち後段に係る文書については、開示対象文書として記載された内容から、苦情申出人が開示を求めるファイル管理簿を特定することができないから、苦情申出人の主張は、理由がない。

その他に苦情申出人が主張する点は、上記結論を左右するものではない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかつたと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子